平成30年2月 第3回臨時教育委員会 議事録

開催日時 平成30年2月19日(月)

午後4時00分~午後4時55分

開催場所 南部町役場法勝寺庁舎 会議室

出席者 永江教育長・井上委員・板委員・瀬田委員・畠委員

説明員 板持教育次長・見世総務・学校教育課長

書記渡邊室長

欠席委員

	【開会 午後4時00分】
	【1. 互礼·開会】
	【2. あいさつ】
教育長	開会挨拶
	【3. 非公開案件の決定】
	5. 議事Ⅱ
	【4. 議事 I 】
課長	議案第10号「南部町就学援助費給付要綱の一部改正」について
	会議案P4-8の説明
委員	入学時点での所得で判断するのではなく、現時点での数値で判断するのであれば、
	後に返還するといったことにはならないか。
教育長	入学時点でも現時点でも所得金額は変わらない。これまでも、前々年度の所得で
	認定している。
委員	入学年度基準が5月1日となっているが、その前に認定するのか。
課長	今回の主な改正は、入学前に必要な新入学用品の費用を入学予定者の保護者に
	入学前に支給する改正のため、基準をどこにと考えた時、学校の児童生徒数の基準
	日が5月1日なので、この時点で在籍しているかどうかで判断する。
委員	新入学にかかる費用は小学校はあまりかからなかったが、中学校は高額だった記憶
	がある。ほぼ、想定金額か。
教育長	新入学の学用品費は国が要保護に支給する基準額とほぼ同じと考えてる。
	その他に自転車や部活動に使用する物品の費用がかかることとなる。
	これまでは、入学して1学期末に支給をしてきたが、出来るだけ早く支払い、保護者
	負担を軽減するため、入学前支給とした。これは今年度初めに修学旅行費を修学旅行
	に行く前に保護者に支給することとなったことと同じ考えである。
教育長	議案第10号「南部町就学援助費給付要綱の一部改正」について異議はないか。
委員	異議なし。
教育長	議案第10号「南部町就学援助費給付要綱の一部改正」については承認とする。
課長	議案第11号「南部町デジタル式補聴援助システム購入助成金交付規則の制定」について
	会議案P9-10の説明

ı	
教育長	通常は福祉の方での助成と考えるが、現在福祉ではアナログ式補聴器の対応しか行って
	いない。他市町村は学校備品として購入しているところもあるが、南部町では授業だけなく
	社会教育にも活用できるよう個人での購入費用について助成することとした。
 委員	
次長	規則等は原則期限を切って制定している。この規則については制定から3年後に継続
	するか判断する。
委員 *** *	後に返却しなくてよいか。
教育長	学校備品ではないので返却しなくてよい。
委員 	他市町村は卒業と同時に返却するのか。
教育長	学校備品となればそのようになると思う。
教育長	議案第11号「南部町デジタル式補聴援助システム購入助成金交付規則の制定」について 異議はないか。
委員	異議なし。
教育長	議案第11号「南部町デジタル式補聴援助システム購入助成金交付規則の制定」については
	承認とする。
課長	議案第12号「医療的ケアが必要な特別支援学校児童生徒通学支援事業実施要項の制定」
	について
	会議案P11-12の説明
教育長	特別支援学校への通学については県が通学を保障することとなっているが、全員に対応
	できない状況でなるため、学校より一定の距離は県がバスを用意し、それ以外の児童生
	徒は県が費用を負担することとなっている。
委員	その他の欄に保護者の負担の記入があるが、医療器材は補助できないか。
教育長	福祉関係での対応だと思う。
委員	長期入院の子どもがロボット対応で学校の授業に参加していたのをテレビで見たが、
	今後はそのようなこともできるか。
教育長	長期入院の児童生徒には院内学級の仕組みがある。
 委員	今回看護師さんを同乗とのことだが、対応できるか。
課長	看護師さんは3人チームを組んで対応していただけることになっている。
教育長	議案第12号「医療的ケアが必要な特別支援学校児童生徒通学支援事業実施要項の制定」
	について異議はないか。
委員	異議なし。
教育長	議案第12号「医療的ケアが必要な特別支援学校児童生徒通学支援事業実施要項の制定」
	について承認とする。
次長	【6. 次回教育委員会開催日について】
	1)3月(第4回)臨時教育委員会の開催について
	日時:3月13日(火) 午後 1 時 30分 ~
	会場: 南部町役場天萬庁舎 2F会議室
	2)3月(第5回)定例教育委員会の開催について

日時:3月28日(水) 午後 2 時 30分 ~
会場: 南部町役場天萬庁舎 2F会議室
【7. 互礼•閉会】
午後4時55分